

番 号	13 請願第 7 号 (厚生付託)
受理年月日	平成 1 3 年 9 月 6 日
件 名	公立保育所の運営業務委託にあたり園児の処遇の低下がないよう保育水準維持に関することについて
提 出 者	みたかの保育をよくする会 代表者 兼子 隆 ほか 7,696 人
紹 介 議 員	岩田 康男、杉本 英騎
要 旨	
〔請願趣旨〕 三鷹市は 2001 年 4 月 1 日、全国的にも初めての、企業が運営する公設保育所を開設し、また新たに来年度の開設が予定されています。私たちは本来公立保育所の運営については三鷹市が行うべきであると考えています。やむを得ず民間に運営を委託する場合でも、最低限のこととして、三鷹市にある公立・民間保育所の保育水準を維持し、園児の処遇に差がないようにすることが市民に対する行政の責任であると考えます。 先の議会では、三鷹市長及び担当者が保育の質は落とさないと言いましたが、それは何をもって言えるのでしょうか。私たちは保育の質と言う場合、重要な指標の 1 つは、三鷹市の公立・民間保育所における正規及びパート職員の配置基準が守られているかどうかであると考えます。それは保育が教育と同様に、そこに携わる人の果たす役割がたいへん重要であると考えからです。保育所運営費の大部分は人件費です。企業運営の保育所は公立はもちろんのこと、市内民間保育所の人件費と比べても大幅に低い額で運営していると聞いていますが、それで本当に保育の質を落とさないでできるのでしょうか。 また運営費の大幅な削減のもとでは、臨時職員やパート職員が増やされ正規職員の比率が大きく下げられることになるのではないのでしょうか。実際に東台保育園では保育者全員が 1 年契約社員として雇用されています。それでは職員が経験を積み安心して保育にあたることができないのではないのでしょうか。三鷹市として子どもの保育に継続して責任を持ち、保育の質を保障できるといえるのでしょうか。 私たちは三鷹市のいう保育の質を守るという約束に対し、今大きな危惧を抱いてい	

ます。したがって次の項目についてお願いします。

- 1 公立保育所の運営業務委託にあたり、三鷹市は現行の公立・民間保育所の職員配置基準を守ること。
- 2 運営の委託にあたっては、三鷹市にある私立認可保育所の運営と同水準の運営ができるよう補助をおこなうこと。